

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの皆さまへ

JR 運賃割引適用開始に伴い、 精神障害者保健福祉手帳に変更があります。



令和7年(2025年)4月1日(火)から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も、JR(旅客鉄道株式会社)の旅客運賃の割引対象となりました。

それに伴い、**12月交付分からの新様式の手帳に、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種・第二種」欄が追加されます。**

●割引を受けるための条件

- ①手帳に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第一種」または「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第二種」のどちらかの表記があること。
- ②手帳に本人の顔写真が貼付されていること。(ご自身での貼付は認められておりません。)

●旧様式の手帳の変更手続き

- ①12月より前に交付された旧様式の手帳に、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種・第二種」欄を追加するには、役場窓口もしくは有田振興局保健課の窓口まで手帳をお持ちいただき、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第一種」または「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第二種」のどちらかのスタンプを押印する必要があります。
- ②お持ちの手帳に写真の貼付がない方は、役場窓口へ手帳と顔写真(縦4cm・横3cm)をお持ちの上、再交付申請をしてください。手帳の再交付には1カ月程度かかります。

割引の概要

対 象 者	対象となる乗車券種類	割引率
第一種 精神障害者の方と 介護者(1人)の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5 割
12歳未満の第二種精神障害者の方と 介護者(1人)の方	・定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5 割
第一種精神障害者の方および第二種精神障害者の方 (1人で利用)	・普通乗車券 ※片道100kmを超える区間	5 割

- ・問い合わせ/やすらぎ福祉課(金屋庁舎) ☎ 22-4501
- ・手続き窓口/やすらぎ福祉課(金屋庁舎)
住民課(吉備庁舎)
清水行政局 住民福祉室 / 各出張所
有田振興局 福祉保健部 保健課

※JR運賃割引制度の詳細については JR(旅客鉄道株式会社)へお問い合わせください。

